

どの子も地域の学校へ！公立高校へ！東部地区懇談会

連絡先・春日部市大場690-3

Te l 048(737)1489

Fax 048(736)7192

e-mail:waraji@muf.biglobe.ne.jp

http://members.at.infoseek.co.jp/TOKOnews/

来ませんか 野外 TOKO おしゃべり会

この TOKO の紙面でも伝えているように、「特別支援学校・特別支援教室」へ向けた法改正が迫っていたり、県レベルでも「支援籍」のモデル事業が2市で始まり、いっぽう福祉分野では介護保険への障害者の統合や作業所・授産施設の見直しなど、大きな波が予想される半面、市町村・地域・学校の日々は何も変わりがなく、納得のいかない思いを抱いておられる方も多いのではないのでしょうか。孤立させられている一人一人の思いや生活をつなげあっていきましょう。在学中の方、これからの方、卒業後の地域生活を始めている方、そして障害のある人を排除しない学校・職場・地域を求めるすべての方々の出会いとつながりを願って--

7月25日(日)午前11時～

春日部市内牧アスレチック公園でバーベキュー 会費500円 友人・知人も歓迎

東武伊勢崎線・北春日部駅西口から送迎あり 申込・20日までに048-734-9390 かがし座

初めての方もどうぞ

または048-737-1489 黄色い部屋

「分け隔てない教育」国会で論議！

障害者基本法改正 「差別禁止」と「ともに学ぶ」が課題に

第159回国会参議院内閣委員会会議録より(抜粋)

2004年5月27日 委員:岡崎(民主)、魚住(自民)、小林(共産) 衆議院議員:原口(民主)
八代(自民)、福島(公明)

5月27日、身体・知的・精神の各障害別の福祉法の上に立つ「障害者基本法」の改正案が参議院内閣委員会で決議された。その際、「分け隔てられることなく」と「共に育ち学ぶ」が入った附帯決議がなされたことについても、TOKO 前号で報告した。今回は、この内閣委員会の審議内容の抜粋をお伝えする。

国会の法案審議でこのように与党を含み、「共に学ぶこと」が語られたのは、おそらく初めてのことでないか。「教育の欠格条項をなくす会準備会」のシンポジウムや国会要請行動のひとつの成果といえるだろう。

岡崎トミ子君 ...この改正の趣旨として、差別、すなわち分け隔てのないこと、このことが大事だというふうに、重要なポイントと考えておりますが、教育面についても同じでしょうか。

衆議院議員(原口一博君)...正に、いま委員ご指摘のように、教育の現場、元々障害者御自身に教育を選択する権利がある。この地域において、自分のお住みになっている地域において、その教育を、様々な教育を積極的に選択していく、この権利をこの法律の中で読み込みたいということで協議を進めてきて条文に落ち着いたところでございまして、



私達は、正に権利を保障するためのこの法律でございます。

岡崎トミ子君...学校教育法施行令が一昨年改定されましたが、...2001年...12月1



2日には、当時の池坊政務官ですね、お出になってくださいまして、実はそのときにこういうお約束をしてくださいました。22年間特殊学級があり、手厚い教育をやってきたと思っていたが、...一人への教員の加配が多いから手厚いのではない、一緒に学ぶということが社会への参加なんだということを伺って、本当にそういう視点からの研究がなされていなかったという懸念があります。...一人の痛みを分かりましょうと口で言うよりも、実生活で自分とは違った人がいるんだということを認識することが大切であると考えている。...そのときに、通常学級に学ぶ子ども達、この実態調査をお約束していただきました。

文部科学省、今回、このように障害者基本法が改定されるに当たって、当然教育の問題について、重要なポイントにもなってくるわけですから、その実態調査をされたのではないかと思います、いかがでしょうか。

政府参考人(金森越哉君)...先生ご指摘の通り、普通学級に学ぶ障害のある子どもの実態を調査すべきとのご指摘をいただきまして、当時の大臣政務官から前向きな回答をさせていただいたところでございます。...まずは認定就学者の状況を把握することといたしまして、平成15年度から都道府県教育委員会を通じて認定就学者の実態の把握を行なっているところでございます。それによりますと、比較的状况をよく把握している都道府県におきましては、例えばその県内の平成15年4月入学者のうち、...合計40名が認定就学者であったなど、具体的な状況が把握されている県もございまして、...必ずしも十分な把握ができていない県もあったところでございます。...現在、私どもでは制度実施から1年が経過した時点での状況という観点から、改めて各都道府県に対する調査を実施しているところでございます。普通学級に学ぶ障害のある子どもの実態につきましては、この認定就学の調査の一環として把握してまいりたいと考えているところでございます。

岡崎トミ子君...しかし通常学級に通う子ども達もどんどん増えているという状況なわけなんです。この子ども達の存在をどう考えるのか。八代議員にお伺いしたいと思います。

衆議院議員(八代英太君)...私も、基本的には、健康な子どもは近い学校に行けて、障害を持つと遠くの学校へ行かなきゃならないということが、そもそも私は心に引っかかるものがございます。...今の養護学校を否定するつもりは全くありませんが、それは大切なことだと思いますが、基本的にはその子にとってどの学校がいいかは当事者があるいはその親御さんが判断するというのが今後の私は流れになっていくだろうし、そういう方向性を見出すために交流あるいは共同学習というものは、私は、この基本法では、プロローグのような思いをもって立法に当たった次第でございます。



魚住裕一郎君...要するに差別しちゃいけないよという言い方であるわけですが、逆に180度ひっくりかえして分け隔てなく社会参加できる権利というものを発想して、そういうことによってこの社会への完全参加が保障されていく、もちろんそういう権利があっても侵害される場合は、状態もあるでしょう。しかし、やはりこの見方というものを大きく変えていけないのではないかと。先ほども教育の関係について質問ございましたけれども、やはり教育を分けることをしないことによって、ともに育ち、また学ぶ教育になっていくん



ではないか、そういうような私、思うところがございますが、この辺りについてのご見解はいかがでございますでしょうか。

衆議院議員(福島豊君) 今回の改正におきましては、教育に関する条文に新しい1項を設けて、ともに学ぶということをそこに規定したわけでありまして。...一つは、まず前提として先ほど原口先生の方からご指摘ありましたけれども、学ぶ場を選択する権利、ともに学ぶ権利という権利性がまず一つあるんだらうというふうに私は思うわけでありまして。そしてまた、同時に個々の状況に対応してその発達を最大限に支援するような、ニーズに応じた支援という観点がもう一つあるんだらうというふうに私は思っております。...今回のこの改正というのは、障害者が差別されてはならないと、そういう差別の禁止についての理念を設けると同時に、ともに学ぶということを同時にお示しをさせていただいて、前回の改正のときにいろいろと議論になったことについて、一定の私は前進をここに記すことができているんだらうというふうに思うわけでありまして。



小林美恵子君...今の障害の種別に応じた教育というのは、私は歴史的な役割を果たしてきて、障害児の成長を支えてきたというふうに思うんですね。...そこには個々の障害に応じたやっぱり丁寧な教育が施されるという点での選択があるというふうに私は思うんですね。今回のこの14条に関してですけれども、その障害児学校、学級のその役割を踏まえての交流ということで理解をしていいのでしょうかということをお聞きしたいと思います。



衆議院議員(八代英太君)...私は養護学校は養護学校としての機能と申しますか中身というものは評価をする。しかし、普通学校という中で健康な子どもと障害を持った子どもが、大人の社会は統合されているのに子どもの世界では分離されているということもまた一方ではいろんな事件が起きたりする、また悲しみを訴える方も多いというならば、そこは親御さんと地域の教育委員会がよく相談し合って、お互いに双方向で交流しあいながら、地域でともに生きるというのが本来の姿だというふうに思っております。

高校問題 2004 年度第 1 回教育局交渉

2004 年 6 月 18 日

(県側：田部井指導課主席指導主事、朝海指導主事(窓口))

どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会

どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会等の教育局交渉が、6月18日に職員会館で行なわれた。この交渉は1988年の教育長との深夜の対話集会以後、「教育長の意を体して」高校担当課、義務教育担当課をはじめ特別支援教育課など関連各課の課長補佐級の担当者が顔をそろえ、高校の指導担当課の主席がまとめる形で年5~6回行なわれてきた。この交渉の中で、県の通知の改正や代筆受験や定員内不合格にされた生徒をどう受け止めていけるかといった重要な課題が語り合われてきた歴史をもっている。しかし、主席は毎年入れ替わり、ゼロからのスタートになることもある。今回の交渉は、特にそれを痛感させられた。

主席：つめて言うなら、教員研修の扱いをどのように考えているかが、今年度のポイントと認識

している。いくつかの高校に参りまして、そこで学んでいる生徒の状況やお話を聞いてきた(朝霞、吉川、大宮商業、浦和一女)。課題が大きいなあと感じている。本県は教員の研修を非常に取り組んでいる県。その中で障害児の内容を扱った研修も増えてきた。それらの研修を詳しく皆様にお話しながら、今後の課題を進めていきたい。

連絡会：なぜ要望項目に対し、一つ一つ回答がないのか。

朝海：私のでちがい。

連絡会：責任者の主席が説明すべき。

主席：要望書及び昨年連絡会の提案を踏まえて回答した。

連絡会：4年前、朝霞高校で研修したときかかわった。研修をやったことで、翌年入学している。その経験が生かされないで、そちらで今年検討して...というのは理解できない。

連絡会：朝霞で8年間落とされ続け、何とかしなくてはということで始まったのが研修。定員内不合格が出てしまい、現場の先生の意識が変わらないということで、当時の主席がすごく動いて何度も足を運んだが、自分の口からはうまく伝わらないということで、こちらに講演依頼があった。全職員の前で、障害のある人々の状況を話した。おどろいたのは、大柄な体育の教師が「怖い」と言ったこと。専門知識がないのでうまくつきあえないのはということが、「怖い」という表現になった。私達もうまくつきあえないと一緒に考えている、悩みながら一緒に付き合っほしいと話した。講演の後、当初は7日間の研修と言ったが、県のほうが9日間とした。当時の主席は地域活動の場にも来て、一緒に相談した。こちらからの提案ではなく、主席のほうからの提案で研修をやってくれということになった。あらかる何年もたったのに、落とされ続けているのは、教育局のやる気の問題。教育局が何かをしないとという思いをもっていたかかないと。

主席：教育局としては、定員内不合格はあってはならないという認識で指導している。ただ合否は学校長の判断。

連絡会：今までの担当も学校、校長に話しているが、伝えるだけの内容をお持ちなのかということ。朝霞の研修のときの主席は何度も活動の場に話しに来られて、「ほんとうに話の通り、やっておられるんですね」とおどろいていた。やっているけれどうまくいっているわけではない、うまくいっていないがやっているということだけは伝わった。その後そういう主席はいなかった。

連絡会：浦和一女、大宮商業で定員内不合格で切り捨てられたことに関し、きちんと対処してゆくことに関し、前任者から引き継いでいるか。

主席：前任者はそのように理解していない。特定の高校についてではなく、一般的に全体の高校についての対応をしてゆく。

連絡会：障害児理解のための一般的研修ではなく、定員内不合格を解消するための研修と位置づけていいか。

主席：いま県が行なっている研修を否定するような発言には同意できない。研修の内容そのものは、非常に幅広い障害児の理解を前提としないと成り立たない。定員内不合格というのは認識にある。

連絡会：朝霞や吉川を見学されての感想は。

主席：朝霞で佐久間さんのお嬢さんの授業を見学した。保育の時間で佐久間さんは別メニュー。授業は45分しっかり進み、生徒は保育についてレポート。佐久間さんも別にレポートを出していたなど。吉川では数学と国語。取り組みの様子は、正直な話、どのようにその1時間、45分を学んだのかなあというはっきりしないものを感じた。授業の内容ははっきり理解が進んでいるのかなあ。教員が準備するときの苦労もわかった。両方とも高3の授業だった。

連絡会：入学したからこそ、そういう対応をどうしたらという話になる。その前に、さっきの体育の先生が「怖い」と言ったような障害のある生徒に対する先入観をなくしていくことが必要。障害による不利益を明確に。

主席：二つの高校で生徒の実際のような様子を見て、コミュニケーションが不足してるなあ。教員と生徒だけでなく、生徒間のコミュニケーションが、3年間だからもう少し取れているのかと思ったが。前任者からも「ある特定の人のかつながらるような研修は研修といえ

ない」という話があった。

連絡会：「合否に関わる研修はおかしい」という認識こそおかしい。本来あってはならない定員内不合格を出したことに対する研修だ。教員に力がない、学校に力がない、ごめんなさいということ。これは確認書で取っている。やるとしたら、どうしたら定員内不合格を出さないですむのかという研修計画を学校に出させるべきだ。それに対して前向きにつきあっていくことが、教育局のやるべきこと。

主席：確認書は読んでおり、そういう確認をしたという認識はある。ただ、高校というところは、その学校の教育を受けるに足る能力・適性が前提になる。校長は、就学に対する、学校に対する意志が汲み取れないと言っていた。

連絡会：「能力・適性」については、0点であっても校長が「能力・適性がある」と判断すればいいこと。そもそも「障害による不利益があってはならない」という通知に関して、かつては「身体に障害」とされていたのが知的障害等も含んだ「障害」に変わったことをどう考えているのか。試験や面接という制度自体が「不利益」な障害のある生徒に対して、まずはあってはならない定員内不合格をなくすことで間接的に少しでも「不利益」を減らそうという話だったはず。「就学に対する意志」というが、自分自身みんなが行くから高校行ったんであって、特別な「意志」などない。「意志が汲み取れない」から定員内不合格が許されると思う校長の意識こそあってはならないこと。そういう意識も含めて変わってもらうために、教育局が高校に対し定員内不合格を解消するための計画提出を義務付けるという提案は賛成。営利企業ですら雇用率という社会的責任を果たせない場合は、国から雇用率達成のための計画提出を義務付けられているのだから。

連絡会：うちの娘は学ぼうとする意欲は小学校の頃からずっとあった。学校でトラブルがあり迎えに行ったら、帰るのイヤだと泣いた。つぎからおとなしく行った。7年間高校を受け続けたのは、私は面倒くさかったが、この子が学校行くというから。障害者の理解というが、特別な理解はいらない。いたれりつくせりもいらない。理解しようと思わない教師が意外と本人と合ったりする。「普通」を学んでほしいから学校に行かせている。親も子どもが「普通」に生きていくためのかわりはわからない。だから学校に行く。

連絡会：何回も受けていることが、何よりも意欲の表現。

主席：学ぼうという、そういう主体的なことが、本人の表現で現れてこない。

連絡会：今日感じたのは、要望書を出して、これだけの人に来て、私達なんか2年も落ちているのに、要望も読んでないのは失礼。すみませんですむことじゃない。

(この日は、連絡会として、教育局側が指導課だけで関連する他の課がそろっていないのでは交渉にならないと判断し、早急にきちんとした交渉を改めてやることを確認し、時間前に切り上げた。)



高校現場を見学して「コミュニケーションが…」などと口にしながら、八木下氏(右)の発言を聞き流していた主席(左)。「わからなければそばに寄って。聞き返して。」の声に、やっと机の前に。聴く姿勢をとる。ここから「コミュニケーション」は始まるのです。

5.9 「分け隔てられることのない社会をめざして」 教育の欠格条項をなくすシンポジウム Part

前号で報じた5.9シンポジウムの発言の報告です。翌10日には障害者基本法改正についての国会要請行動が行なわれ、埼玉からも多数参加しました。

(基調講演およびパネラー提起まで。メモを元にしてありますので、必ずしも正確ではないかも。お許し下さい。この後の会場を交えての討論も知りたい方は社団法人・埼玉障害者自立生活協会「通信」をご参照下さい。)



あいさつ：八木下浩一（埼玉障害者自立生活協会理事長）

今日のシンポジウムには全国からあまり来ていない。興味のある人が少ないのは悲しい。みんなにわかってもらいたいと思う。文科省は何を考えているのか。養護学校義務化を助長する方向にもっていかうとするのはけしからん。



趣旨説明：木村俊彦（教育の欠格条項をなくす会準備会）

昨年この場所で行なわれた「福祉労働」20周年記念シンポジウムで、「共に学ぶことなしには共に働き、共に生きる社会はない」ことが語られた。その後、教育の欠格条項をなくす会準備会を作った。かつて国際障害者年で日本のノーマライゼーションがスタートしたが、文部省の横槍で養護学校義務化が強行され、分けた上での交流教育どまりになってしまった。あれから20数年、「脱施設」が謳われているが、どうにも歯切れが悪いのは教育が分けられているからだ。福祉サービス充実だけではどうにもならない。受け止めていく地域の人々の中に、受け止めていく意識が育まれていない。教育の問題でぶつかっているのは、「あなたは盲聾養護学校に就学すべき子ども」と決め付けている学校教育法と施行令だ。



基調報告：大谷恭子（弁護士）

障害者基本法の改正案に今回入った「共同学習」という言葉は意味不明ではあるが、八代さんが前に「『交流教育』というのはおかしいのはわかるが、文科省がどうしても譲らなかったのやむをえず…」と言っていたことを考えれば、この言葉が入ったのは、ある意味では成果といえる。

正直申し上げて、「教育の欠格条項に取り組みたい」と言われたとき、ピンと来なかった。運転免許のように、資格が取れないのを「欠格条項」と言っていたので。なるほどというところに行くのには、時間がかかった。

条文を読み合わせる中で、何が問題か確認したい。よく私は、わが国が「原則分離・別学体

制」になっていると言っている。実態を踏まえて言っているのではなく、法律の条文がそうになっているということだ。学校教育法22条...親の義務として「就学させる義務」。これを受けて、施行令22条の3で「盲聾養護学校に就学させるべき故障の程度」が定められている。このうち「特別な事情のある者」は「認定就学児」。これを「原則分離・別学」で「例外統合」と、私は解釈せざるを得ない。

この法体系を、われわれはどう解釈したらいいのか。強制的に分離することは差別であると言いつづけて来たが、改正されるまでには至らなかった。これを今回、埼玉から「欠格条項」であると気が付かれて、これを改めさせようと運動を組み始めたと、私は認識した。たしかに、言われてみれば「こういうとき、お前は小学校に入れなよ」というのは、資格を奪うことだし、欠格条項の一つとして言うのは可能だと思っている。ショッキングではあるが、いいネーミングだと思っている。

この欠格条項が、いかに世界の趨勢とかけ離れているか。「基準規則」、「サラマンカ宣言」、

「障害者権利条約案」の三つを比較しながら考えてみたい。基準規則は、教育においては、原則として統合。統合は国の責任。「いまだニーズを満たしていないときは」という限定付きで「特殊教育」。文部省のロビー活動により、「場合によってはもっとも特殊教育が効果的なこともある」と認めてしまった。

サラマンカ宣言は、障害者が存在することによって、健全者社会そのものが変わらなければならないことを、初めて意識した。1995年の子どもの権利条約は、「可能な限り統合された環境

で」と書かれている。国際的には、統合教育を基本とすることになっているにもかかわらず、最近の施行令改定でも例外的に統合ということが終わっている。まったくお話にならない。

障害者権利条約案では、明確に「インクルーシブ教育を選択することができる。」とした。「すべての人は」という但し書き付きで、「教育における特別なニーズの保障」が、「普通学校でそのニーズを満たすべき義務」とセットになっている。従来は私は、「選択」の対象は特別学校であり、普通学校を「選択」するのは後退だと主張してきた。これでは差別はなくならないと。「原則統合」の上で、どうしても行きたい人がいるなら、特別学校を「選択」の対象にすべきだろうと。ところが今回の障害者権利条約案では、普通学校を選択の対象にするという。この権利条約案は、もう一歩進んでしまった。「すべての人にインクルーシブ教育」が国家の義務として前提になっている。全員普通学級への就学、全員就学の上で、そのニーズを満たしえない場合に、それを普通学級で満たすか、特別学校で満たすかを選択できるとした。それはたとえば、男女共学が一般的に確立した上で、当然行ける共学校を選ぶのか、特別な男子校、女子校を選ぶのかというのと同じ。現在の国際的潮流はそこまで到達したと。例外なき統合を国際社会は打ち出した。



司会：千田好夫（障害児を普通学校へ全国連絡会）

いまの大谷さんの講演を聴いて、重要だと思ったのは、「教育における欠格条項」という言い方について。私もストンと落ちないので、大谷さんも時間がかかったと聞き、ああよかったと。「欠格条項」というと、ぼくには「あそこからはじき出されたので入れてほしい」と聞こえるので、何かいやだなと思っていた。普通学級に入れるというのがダメだと言われ

たことが「欠格条項」とも言えるということで、なるほどと。また障害者権利条約案については、これまでより狭められたなと受け取っていたので、また別の見方ができた。ただそれはわれわれの運動いかんだと思う。自分自身の学校体験をお話すると、近くの私立学校で地域の友達もいなくて、いじめられた辛い思いがある。そこからふりかえって、こういう経験をさせてはいけないと「障害児を普通学校へ全国連絡会」にかかわっている。

金子 健(全日本手をつなぐ育成会)

障害児教育学を学生に教えている。弟が知的障害。もう50才をこえた。養護学校で12年間。いまは作業所で仕事している。障害児にはこういう教え方があるとかいった研究もしていたが、いっぽうで弟との50年の付き合いのなかで、たしかに養護学校で字を覚えたりもしたが、生活を見ると、家と作業所の往復でしかない。地域での豊かな生活がほんとうにあるのかという思いを、この20年間くらい、強くしてきた。そういう立場で育成会の理事をやり、機関誌の編集長もやった。教員の立場、兄弟・親の立場、その間で苦しんだりもしている。

22条の3はずっとひっかかっていた。学校の先生方は、当然だと考えている。私もかつてはそう思っていた。しかし、そもそも一緒に教育を受けるべき子ども達を分けている大元になっていると考えるようになった。したがって、「教育の欠格条項」という言い方は、当を得ている。文科省は22条の3をはずしたくない。特殊教育だけでなく、普通の教育がそれによって守られているという意識を強く持っている。

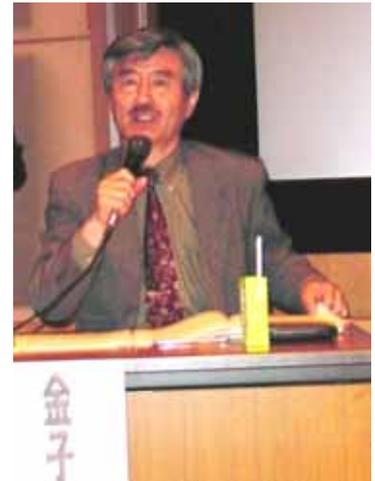
障害児の教育の場を特別に設けるということは、障害児に教育の機会を保障すると同時に、通常の教育をより効率的に進めるためのものだという位置づけが、これはどこにも書いてないが、国会の答弁や文科省の中にある。何を守るのか、それは過度の競争主義的な教育の中で一部のエリートを育ててゆけばいいということ。

普通の学校の先生たちは、「特別支援教育」の情報をほとんど持ってない。「障害児も入ってくるらしい」ということを聞いて、「とんでもない」という反応がほとんど。そういう状況を踏まえて、「欠格条項を廃止せよ」という戦術が妥当なのかどうか。そこでひるんでしまうのが、いまのぼくです。ただ、ひるむぼく自身をなんとか力づけているのは、WHOの国際生活機能分類で、「障害をその人固有の問題ととらえるのではなく、社会全体の問題として」というとらえ方。「周りが変わればその人の障害も変わる」ということ。学習障害の場合も、たとえばパソコンを使って文を書くとか、計算機を使って計算するとかいう形で周りの状況を作れば、一般の教室で学べる。「関係性の改善」とぼくは言っている。周りが変わっていくには、周りの人の気持ちが変わっていかなくてはならない。「発達保障論」は固有の障害をどう改善するかということだったが、そういった関係を変えていくことが重要。振り分けて別々に教育をすることが、必ずしもその人の教育の改善にはつながらないということを実感している。

平井 誠一(DPI日本会議)

全障連で養護学校義務化反対の運動に関わってきた。70～80年代は法律を問題にするよりも教委を相手に体を張って運動してきた。そのほうがやる気が出るが、法律の問題になると頭が痛い。昔ぼくは文部省闘争でしびんを投げた張本人。その時八木下さんにしかられた。

最近世の中が変わったのかよくわからないが、養護学校から招ばれることが多くなった。ぼくが受けてきた養護学校教育と、いまの養護学校教育は大きく変わっちゃったなと思う。クラス編成の問題がいい例。ぼくは義務化の前なので、能力的に高い人と低い人のクラスにしか分かれていなかったが、いまは1学年5つぐらいに分けてあり、1クラス2～3人という感じ。先生を介してしか同じ年代の子と話ができない子が多い。そういう子が作業所に入ってくる中で、職員を通し





てしかおたがいに話ができない。義務化以後、大きく変わらなかったなと。進路の問題でも、職業実習の中に「デイケア」と書いてある。将来入るために行くんだと。そんなの職業体験じゃないじゃないかと思うが。ある女の子が「私は行きたくない。どうせ最終的にそこへ行くんだから、体験しなくてもいい。」と言った。ぼくらの頃は、デイケアも作業所もなかったが、いまは行き場ができ、そこへ行けば安心と。

先ほどのクラス編成のことで、「能力ってなんだろう？」と思う。うちのところに来ると、「自分は働きたいからアニメの会社を見たい」といった場合、アニメの会社を見つけ、本人と行く。養護学校では、「能力的に無理だから行く必要ない」ということになってしまう。養護学校の子どもに聞くと、そう言っている。僕らの

ころはいろんな会社へ実習に行ったが、いまは先生の段階、親の段階で「やっても無理だから」とストップをかけてしまう。そんな中で支援費制度が導入された。「自己選択・自己決定」というが、その子達がほんとにサービスを決定できるのかといえば、ほとんどしていない。養護学校教育はやはり特別なところの教育でしかないのではないかと思う。

野島 久美子(教育の欠格条項をなくす会準備会)

私は33歳のとき埼玉県立与野高校定時制を受験しました。2度目でやっと入学が認められました。

学校は設備がなくて、学校へ行く前に、通り道の与野本町コミュニティセンターで必ずトイレをすませて行きました。そして、私がいるために1年生は1階の教室を使いました。学校のトイレはポータブルトイレをおいて洋式タイプにしてくれました。3人しかいない女子の同級生に手伝ってもらいました。体育館への移動でも木のスロープをつけてもらいました。学校の中では若い同級生と一緒に勉強したり、おしゃべりしたり、差別的な先生の簿記の授業をボイコットしたりしました。

初めての遠足のときに担任の先生から『介助者を連れてきなさい』といわれました。

ふだんだって一人で歩いているのに学校になるとなぜ介助者をつけなければならないのかと思って先生に言いました。そしたら校長室に閉じ込められて、知り合いの近藤さんに助けを求めました。校長、教頭、担任と近藤さんと私で話し合いました。学校側が今日はわかりましたと言ったので帰りました。翌日集合場所の大宮駅へ一人で行きました。すると、先生がうって変わって大変親切でした。それでみんなと一緒に横浜へ遠足に行きました。大変楽しかったです。

ただ、給食室が地下にあったため階段があり、給食を食べさせてもらえませんでした。コンビニ弁当を教室で一人で食べていました。毎日コンビニ弁当でいやになりました。3年半ぐらいたってスロープをつけてくれて、やっと食堂でみんなと一緒に給食を食べられました。給食がこんなにおいしいと思いませんでした。

ただ楽しいことばかりではありませんでした。2年生のときはやめようと思いました。ある程度学校にも3年間行ったり、疲れてきたし、わらじの会へ行くとなんで学校ばかり行くのか言われて非難されるし、つまんなくなると、もういいやと思いました。ただここでやめちゃもったいない気もするし、やめるのは簡単です。そして入った頃の自分のことを思い出して、皆の顔が浮かんできて、もうしばらく頑張ってみようと思いました。

私はずーっと昼間は、わらじの会のケアシステムわら細工の仕事や、その他の障害者運動の活動などをしていました。わらじの会ではあれをやれ、これをやれといって、それがうるさいので3



時になると学校へ行くよと言って逃げました。学校を逃げ場にしていました。それが一番の快感でした。学校へいくと生徒に変身してしまいました。

でもわらじの会ではだれとでも話が出来たのですが、学校では若い男子の生徒とは話が出来ませんでした。なにを話しているのかわかりませんでした。

3年目の2年生のときから移動教室があり2階へいくことになり、キャタピラ付の昇降機を使うようになり、そのときから要求したわけでもないのに介助の先生がつきました。



高校を卒業してから、学校問題ははずせないということで、1年に数回、県の教育局と話し合いを持っています。特に高校の定員割れ不合格の件についてはずーっと続けてやっています。その中で障害児の高校受験に際して不利益にならないようにという県の通知の中で、『介助員をおくことは定数法上できないので留意すること』というような文章があります。私達はその文章は合否判定のときに障害がある人、イコール介助の必要な人であり、入学には気をつけなさいよと言っていることであり、障害を理由に受け入れ拒否を示唆しているとして、この文章の削除を要求してきました。

そして、昨年10月にこれを欠格条項と位置づけ、削除を要求する署名活動などを行ないました。私達の主張は「介助を保障しろ」ではなく、「分けるな」です。教育局は『今後、介助のあり方を研究する』という文言を付け加えただけで、私たちの要求を無視しつづけています。これからも継続的な交渉をして行く予定です。

介助者：竹迫 和子

野島さんが高校に通うときにいろんなトラブルがあったが、介助者が付く前は、「こんなことがあって大変だ」とか生き生きと話していた。介助者が付くようになってから、トラブルもなくなったが、生徒同士の関係も浅くなった感じがする。「特別な教育的ニーズ」とかいうが、やはりまず入っていくことがいちばん大事だと思う。その意味で、施行令を欠格条項としてなくすことが大事だ。

大谷恭子(弁護士)

22条の3を紹介したとき、5条を紹介し忘れた。5条の1で「その心身の故障が、第22条の3の表に規定する程度のもの(以下「盲者等」という。)以外の者」が普通学級に入れますということで、外してしまっている。これこそが欠格条項だ。その次の2で「適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者(以下「認定就学者」という。)」とある。けっきょくは、スロープのある学校ならば特別にいれますよという敗者復活戦、それこそ欠格条項だと思う。

あと、平井さんの話を聞いて、いま文科省が「ニーズ保障」はさかんに言っているが、その「ニーズ保障」が個別化、細分化してしまっているのが、非常に危険だ。「統合された環境の中で」というのがないと、どんどん一人一人細分化してゆく。まずやるべきことは、「統合」を国の義務として確立することだ。



新越谷市障害者計画にそって就学指導を改めさせよう

前号に春日部市の就学指導結果を掲載しましたが、その後で越谷市の就学指導結果が届きました。やはり83人(58%)の子どもを、学校教育法施行令22条の3に基づいて「盲聾養護学校または特殊学級適」と判断しています。この83人中で就学指導委員会の判断を拒否して通常学級に就学した子どもが12人(春日部市は19人)。盲聾養護学校適とされて特殊学級に入った子ども14人と合わせて26人(春日部市は22人)。この子どもたちは「本来ここにいるべきでない子ども」とさ

れてしまったわけです。

昨秋から TOKO おしゃべり会で「市の就学指導を抜本的見直さなければいけない」ということで折々に話し合ってきました。その要点は以下の通りです。

1. 従来の一律の就学判定を廃止し、「共に育ち・共に学ぶ」ことを基本に
2. 「適正就学のための相談・支援」から「共に育ち・学ぶための相談・支援」へ
3. 特殊学級や盲ろう養護学校で学ぶことを選んだ親子への相談・支援体制を
4. 国・県におあずけにせず、市町村の就学指導委員会条例・規則の改定から

このうち、2、3については、本年3月策定された、「障害のある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念とした「新越谷市障害者計画」の中に、一定程度盛り込まれました。

第5章 教育分野の【現況と課題】では、「一人ひとりの持てる力を最大限に伸ばし、主体性と自立性を促すうえで障害のある人となない人が分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに学ぶ教育は重要です。」と書かれています。

その「主要施策1. 学校教育の充実」の中の「(1)福祉教育の推進」の冒頭に、「1 共に学ぶ教育の推進」として、「障害のある子どもと障害のない子どもが、分け隔てられることなくともに学び育つことができるように、多様な支援方法を検討して障害のある子どもの地域の通常学級での支援を進める。」という文言が入りました。

また、「主要施策4. 相談の充実」の冒頭、「(1)教育・相談の充実」の最初には「18 とともに育ち、ともに学ぶための相談の充実」が入り、「地域の通常の学級でともに育ち、ともに学ぶうえでのさまざまな課題の解消や支援体制の確立のための相談活動を充実する。」とされました。

先の就学指導見直しの要点のうち1と4は密接な関連があり、施行令22条の3に基づいて分けることを基本とした就学指導委員会条例を廃止ないし全面改定する必要があります。国レベルでの「教育の欠格条項をなくす」取り組みとつながりながら、進めたいと思います。

平成 15 年度越谷市就学指導結果 (2004.3 集計)

就学指導委の判断	うち盲聾養護学校に就学	うち特殊学級に就学	うち通常学級に就学	計
盲聾養護学校適	23人(就学児16人、在学児7人)	14人	1人(在学児)	38人
特殊学級適	0人	34人	11人	45人
通常学級適	0人	0人	60人	60人
判断の総計	23人(うち就学児16人、在学児7人)	48人(うち就学児23人、在学児25人)	72人(うち就学児の通級11人)	143人

誰でも参加できるイベント情報 7・8月

- 7月 5日(月) どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会事務局会議
午後8じ 南浦和・ぺんぎん広場
- 8日(木) 職場参加活動センター(予定地)見学会
4じ 東越谷現地
- 9日(金) ネットワーク・社団合同事務局会議
1じ半 新座・福祉の里
- 10日(土) わらじり サイクルフェスタ夏
10じ せんげん台第2公園
- 11日(日) NPO法人職場参加を進める会設立総会&交流会
1じ 越谷市中央市民会館&活動センター予定地
- 14日(水) 県庁内アンテナショップかかっぼ店番会議
1じ 浦和・岸町公民館
- 17日(土) 社団・生活と権利擁護研修セミナー企画寄り合い
1じ くらしセンター・べしみ
- ~ 18日(日) せんげん台西口夏祭り夜店
- 21日(水) 障害者の職場参加を語る会 10じ 越谷市役所地下
- 25日(日) 野外TOKOおしゃべり会 11じ内牧アスレチック公園
- 30日(金) 障害者就労の未来を拓く緊急対話集会
1じ半 東京・星陵会館
- 8月 7日(土)~8日(日) 武里団地夏祭り夜店(6街区前)
- 18日(水) 障害者の職場参加を語る会 10じ越谷市役所地下
- 20日(金)
~ 22日(日) 第27回障害者と健常者の交流夏合宿 IN 牛伏
- 25日(水) 地域で共に!ちんどんパレード 1じさいたま市役所前
- 30日(月)
~ 31日(火) ネットワーク総合県交渉 10じ半 県庁講堂

昨年
のちん
どん
パレ
ード
(県
庁)

